

来庁者駐車場のお知らせ

現在、市役所別館の改修工事をしています。市役所別館前の駐車場は使えませんので、ご注意ください。

改修工事期間 ~令和5年3月末(予定)



問合せ 市行財政改革課施設マネジメント係 (☎22-2111 内線3231)

水道メーターの検針にご協力ください

水道局お客様センターでは、毎月水道メーターの検針を行っています。効率よく正確な検針ができるように次の5点にご協力ください。

- ①水道メーターボックスの上に物を置いたり車を止めたらない
- ②犬は水道メーターや出入り口から離れた場所につなぐ
- ③家の増改築などで水道メーターが床下や屋内になる場合は、自己負担で検針しやすい場所に移設する
- ※移設工事は市指定給水装置工事業者に申し込んでください。
- ④水道メーターボックスの中はいつもきれいにしておく
- ※水道メーターは利用する人の管理になります。
- ⑤敷地に入ってから水道メーターまでの通路をきれいにしておく
- ※通路に物や草木があると検針人が当たって破損させたり、転倒したりする恐れがあります。

問合せ 市水道局お客様センター (☎22-5497)

浄化槽設置の皆さんへ法定検査を受けましょう

浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- ①保守点検(機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給)
- ②清掃(浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄)
- ③法定検査(トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのもの)

法定検査は県が指定した検査機関(熊本県浄化槽協会)が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の検査を受けてください。

〇7条検査(浄化槽設置後の水質検査)

対象 新たに浄化槽を設置した人

回数 毎年1回

問合せ 市下水道課事業係

計量器の定期検査をしましょう

取引や証明に使う計量器は、法律で2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。次の日程で検査を行いますので、当てはまる計量器を持っている人は受検しましょう。

- 〇10月24日(月) 午前10時～午後4時
 - 〇10月25日(火) 午前9時～午後4時
 - 〇10月26日(水) 午前9時～午後3時
- ※正午～午後1時は除く
- 場所 旧人吉保健所(寺町12番地1)
- 持ってくる物 計量器(質量計など)、手数料(1台当たり500円～2200円)
- 検査対象計量器
- ・商品の売買に使うはかり
 - ・病院や薬局などで使う調剤用のはかり
 - ・学校や病院、保育園などで使う体重測定用のはかり
 - ・農協や漁協など流通物資の集荷、出荷などに使うはかり
 - ・宅配など運送業者などが貨物の運賃算出用に使うはかり

り
・農業や漁業などの生産者が生産物などの売買に使うはかり

問合せ 市商工観光課商工係、一般社団法人熊本県計量協会(☎096-367-7816)、熊本県産業技術センター計量検定グループ(☎096-368-2101)

消費税のインボイス制度説明会・登録申請相談会

令和5年10月から、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。インボイスとは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額などを伝えるものです。売り手であるインボイス発行事業者は、買い手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付する必要があります。インボイス発行事業者になるためには、登録申請が必要です。

次の日程で、制度の説明会と登録申請相談会を開催しますので、ご参加ください。

期日 10月27日(木)、11月29日(火)、12月21日(水)

Dカフェ青い鳥11月の案内

認知症カフェ「Dカフェ青い鳥」は、認知症の人やそのご家族、地域住民、認知症に関心のある人など誰でも気軽に集い、交流や情報共有ができる憩いの場です。お茶やコーヒーを用意しています。

期日 11月9日(水)

時間 午前11時～午後2時

場所 二条橋いこいの家(上青井町181番地)

参加費 ひとり100円

問合せ Dカフェ青い鳥(☎22-3493)

うおくむはあと11月の案内

さざなみ☆うおくむはあと
は、子育て中の親子が気軽に

水道メーターの検針にご協力ください

水道局お客様センターでは、毎月水道メーターの検針を行っています。効率よく正確な検針ができるように次の5点にご協力ください。

- ①水道メーターボックスの上に物を置いたり車を止めたらない
- ②犬は水道メーターや出入り口から離れた場所につなぐ
- ③家の増改築などで水道メーターが床下や屋内になる場合は、自己負担で検針しやすい場所に移設する
- ※移設工事は市指定給水装置工事業者に申し込んでください。
- ④水道メーターボックスの中はいつもきれいにしておく
- ※水道メーターは利用する人の管理になります。
- ⑤敷地に入ってから水道メーターまでの通路をきれいにしておく
- ※通路に物や草木があると検針人が当たって破損させたり、転倒したりする恐れがあります。

問合せ 市水道局お客様センター (☎22-5497)

浄化槽設置の皆さんへ法定検査を受けましょう

浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- ①保守点検(機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給)
- ②清掃(浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄)
- ③法定検査(トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのもの)

法定検査は県が指定した検査機関(熊本県浄化槽協会)が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の検査を受けてください。

〇7条検査(浄化槽設置後の水質検査)

対象 新たに浄化槽を設置した人

回数 毎年1回

問合せ 市下水道課事業係

集って交流する場です。

時間 午前10時～午後5時

場所 さざなみ保育園

2日(水) 年齢別活動(0歳児)

9日(水) 年齢別活動(1・2歳児)

10日(木) 子育て講座「着つけ教室」、講師・瀬戸洋子さん、場所・いこいの家さざなみ

11日(金) 給食体験

18日(金) ふれあいサロン

※サークル活動、自由利用、保育相談はいつでも受け付けています。

開所時間 平日午前9時～午後5時

利用料 無料(材料代などを除く)

申込・問合せ さざなみ☆うおくむはあと(☎22-7177)、さざなみ保育園(☎22-5519)

募集

市体育施設の指定管理者を募集します

対象施設 第一市民運動広場、川上哲治記念球場、村山公園テニスコート、弓道場、射撃場、市民プール など

指定期間 令和5年4月1日

人吉・球磨人権川柳コンテスト作品募集

人権問題が身近にあることを知らせ、それを明るく前向きに捉えるユーモアたっぷりの川柳を募集します。

応募方法 はがきかファクスに作品(一人3点まで)・住所・氏名・年齢・電話番号を記入し応募してください。

申込期限 10月31日(月)

申込・問合せ 熊本地方法務局人吉支局人権川柳係(☎868-0056 寺町2番地2 ☎22-3393 FAX 24-3667)

